

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{労働者派遣の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※小数点第2位以下を四捨五入

本社	〒273-0005 千葉県船橋市本町2-2-7 船橋本町プラザビル7F
派遣労働者の数	38名
派遣先の数	8社
マージン率	31.0%
教育訓練に関する事項	セキュリティ研修 マナー（接遇・応対）研修 PC研修 等
労働者派遣に関する料金額の平均額	21,130円 （1日8時間あたりの平均額）
派遣労働者の賃金額の平均額	14,570円 （1日8時間あたりの平均額）
その他参考となると認められる事項	派遣元事業主（当社）は、マージン相当分から、社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・雇用保険料・労災保険料などの事業所負担分）、有給休暇費用（派遣先への請求不可）、健康診断費用、旅費交通費、教育訓練費、採用費、人件費、オフィス賃貸料、その他事業経費等を支払い、それらすべてを差し引いた1%程度が営業利益となります。

※2019年6月1日現在